

改定	現行	備考
1. 測量業務共通仕様書 令和 3 年 10 月	1. 測量業務共通仕様書 令和 2 年 10 月	

改定	現行	備考
第102条 用語の定義 29.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 38.「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 39.「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。	第102条 用語の定義 29.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (新設) (新設)	